清瀬市市制施行５０周年記念市民等企画事業実施要綱（案）

資料１

（趣旨）

第１条　この要綱は、清瀬市市制施行５０周年記念市民等企画事業（以下、「市民等企画事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（対象事業）

第２条　市民等企画事業の対象となる事業は、市民や企業、各種関係団体等が自ら企画・立案し実施する自主的な市民等企画事業で市長が認める事業で、次の各号のいずれかにも該当するものとする。

1. 清瀬市市制施行５０周年記念事業基本方針の趣旨に沿う事業であること。
2. 平成３２年（２０２０年）４月１日から平成３３年（２０２１）年３月３１日までの期間内に実施するものであること。
3. 一般に公開され、誰もが参加できる事業であること。
4. 原則として清瀬市内で実施される事業であること。
5. 主催者や主たる構成員が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

２　前項の規定に該当する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められたときは市民等企画事業の承認を行わないものとする。

1. 営利を主たる目的とするもの
2. 法令又は公序良俗に反するもの
3. 特定の政治、思想、宗教等の活動に利用されるおそれがあるもの
4. 主催者が、暴力団員（清瀬市暴力団排除条例（平成２４年清瀬市条例第３３号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は、暴力団関係者（同条第３号に規定する暴力団関係者をいう。）でないこと。
5. その他承認することが不適当と認められるもの

（支援内容）

第３条　市民等企画事業の承認を受けた者は、次に掲げる事項を行うことができる。

1. 「清瀬市市制施行５０周年」又は「清瀬市市制施行５０周年記念」の名義使用
2. 市ホームページ等による事業内容の周知
3. 清瀬市市制施行５０周年記念ロゴマークの使用
4. 広報の支援
5. 公共施設使用の支援

（申請）

第４条　市民等企画事業の承認を受けようとする者は、あらかじめ清瀬市長に清瀬市市制施行５０周年記念市民等企画事業承認申請書（様式第１号）を提出するものとする。

（関係機関との連携）

第５条　市長は、必要があると認めるときは、第２条第８号に該当するか否か、警察機関に対して照会し、回答を得るものとする。

（承認）

第６条　市長は、前条の申請書が提出されたときは、その申請内容を審査し、使用を承認するときは清瀬市市制施行５０周年記念市民等企画事業承認通知書（様式第２号）を交付するものとする。

２　申請内容を市民等企画事業として承認しないときは、市長は清瀬市市制施行５０周年記念市民等企画事業不承認通知書（様式第３号）を交付するものとする。

３　市長は、承認にあたり、必要な条件を付すことができる。

４　清瀬市市制施行５０周年記念事業実行委員会は、申請内容に対して必要な意見を付すことができる。

（承認内容の変更）

第７条　前条により承認を受けた者が承認内容を変更し、又は中止しようとするときは、承認事項変更届出書（様式第４号）により、直ちに市長に報告しなければならない。但し、軽微な変更として市長が認める場合は、この限りでない。

（承認の取り消し）

第８条　市長は、第６条第１項の規定により承認した事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

1. 申請内容又は添付資料に虚偽のあることが判明したとき
2. 第２条第１項の規定に違反する事実が判明したとき
3. 第２条第２項各号のいずれかに該当することが判明したとき
4. 法令又は市民等企画事業の承認の決定に付した条件に違反したとき
5. 市長が特に承認を取り消す必要があると認めたとき

２　前項の規定により承認を取り消した場合において、主催者に損害が生じても、市長はその損害の責めを負わない。

（実施報告）

第９条　市民等企画事業の承認を受けた者は、当該事業終了後、速やかに市民等企画事業実施報告書（様式第５号）により、市長に報告しなければならない。

附則

この要綱は平成３１年４月１日から施行する。